

現行の契約制度の検証から整理した再発防止対策 (案)

| 再発防止の観点 | 再発防止対策 (案) | 目的 | 具体的な内容と効果 | 検討課題 |
|-----------------------------|------------------------------|--------------------------|---|--|
| 入札方法の見直し | 条件付一般競争入札の適用範囲の拡大 | 不正行為防止 競争性の向上 | 条件付き一般競争入札の対象について、設計金額7億円以上の工事から 5千万円以上 へ範囲を拡大する。 競争性の向上を図るとともに、市外業者を加えることで談合防止や不調の減少が期待できる。 | 事務負担等を考慮して、対象をどこまで広げるが？ |
| 最低制限価格等を不正に入手しようとする働きかけへの対策 | 暫定的な予定価格の事前公表 | 不正行為防止 | 入札前に予定価格を事前公表する。 事前に探ろうとする働きかけ等が排除できる。 | 事前公表の弊害への対応をどうするか？ 暫定的な対応を終える際に別の対応策の検討が必要となる。 |
| | 変動型最低制限価格の試行的導入 | 不正行為防止 市場価格を反映した入札の実施 | 入札者の入札価格から最低制限価格を決定する。 最低制限価格が類推できなくなり、事前に探ろうとする働きかけ等が排除できる。 | 総合評価方式とどちらを採用するか？ 対象範囲をどうするか？ 試行的な実施とするか？ |
| | 総合評価方式 (市町村簡易型) の本格導入 | 不正行為防止 工事の品質確保 | 価格競争に技術力等の評価を加えた入札方式を導入する。 工事の品質を確保するとともに、価格のみで決定する入札方法ではないことから、談合防止や最低制限価格等を事前に探ろうとする働きかけ等が排除できる。 | 変動型最低制限価格方式とどちらを採用するか？ 対象範囲をどうするか？ 試行的な実施とするか？ |
| 不正業者に対する厳罰化 | 指名停止基準の厳罰化 | 不正行為防止 | 入札妨害を適用項目に加えると伴に指名停止期間を他自治体等を参考に 最大3 6月 に見直す。また、市発注工事で指名停止中の業者の下請けを禁止する。 厳罰化により不正行為の防止と不適切な業者の排除を図る。 | 指名停止期間をどの程度とするか？ |
| | 違約金の設定・厳罰化 | | 契約条項に違約金条項を設け、入札妨害による違約金を契約金額の 20% とする。 厳罰化により不正行為の防止と不適切な業者の排除を図る。 | 契約違約金の額をどの程度とするか？ |
| 入札及び契約の透明性の向上と適正化 | 入札等監視委員会 (仮称) の設置 | 不正行為防止 透明性の向上 | 中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査等を行うことができる学識経験者等で構成する第三者機関へ、入札及び契約の経緯等について定期的に報告し、審査及び意見の具申等を受ける。再発防止対策の効果等を検証する。 入札及び契約の透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保を図る。 | |
| 不正な働きかけへの対応 | 「談合情報対応の手引き」に官製談合への対応を拡充 | 不正行為防止 工事の品質確保 | 談合等不正行為が疑われる入札への対応手順へ、「働きかけ」等の行為があった場合の報告、苦情処理の手続き、及び関係機関との連携の手順を定める。 働きかけ等による不正行為を未然に防ぐ。 | |